

新潟焼山に登山するときは、 登山届を必ず提出しましょう!!

平成27年6月より「新潟焼山の活火山地区」に登山する際は、登山届の提出が義務化されました。魚釣りや山菜採りで入山する際も、「新潟焼山の活火山地区」に入る場合は、登山届の提出が必要です。

新潟焼山の活火山地区：山頂から2キロメートル以内の地域



【新潟焼山登山のポイント】

- 活火山である新潟焼山の特性を踏まえた上で、綿密な登山計画を作成し提出しましょう。
- 作成した登山計画に基づいた装備品などを携帯して登山しましょう。
- 登山前に、気象庁などから提供される新潟焼山の火山活動に関する最新情報を確認しましょう。
- 登山することを、家族、知人など周りの人に伝えてから登山しましょう。
- 登山中は、火山ガスなどの火山現象の変化に注意しましょう。
変化を感じたときには、途中であっても下山するなど安全な行動をとしましょう。
- 緊急速報メール等を受信できるように、登山中は、携帯電話等の電源を切らないようにしましょう。また、電池切れに備えて予備バッテリーを携帯しましょう。
- 携帯電話の電波が届かない箇所もあるため、ラジオを携帯するなど自ら火山情報を取得しましょう。また、取得した情報は、周りの登山者にも教えましょう。

平成27年6月から「新潟焼山の活火山地区」に登山する際には、条例により知事への届出が義務づけられました。

届け出をせずに「新潟焼山の活火山地区」に登山した者に対しては、警告、過料が適用されます。※1

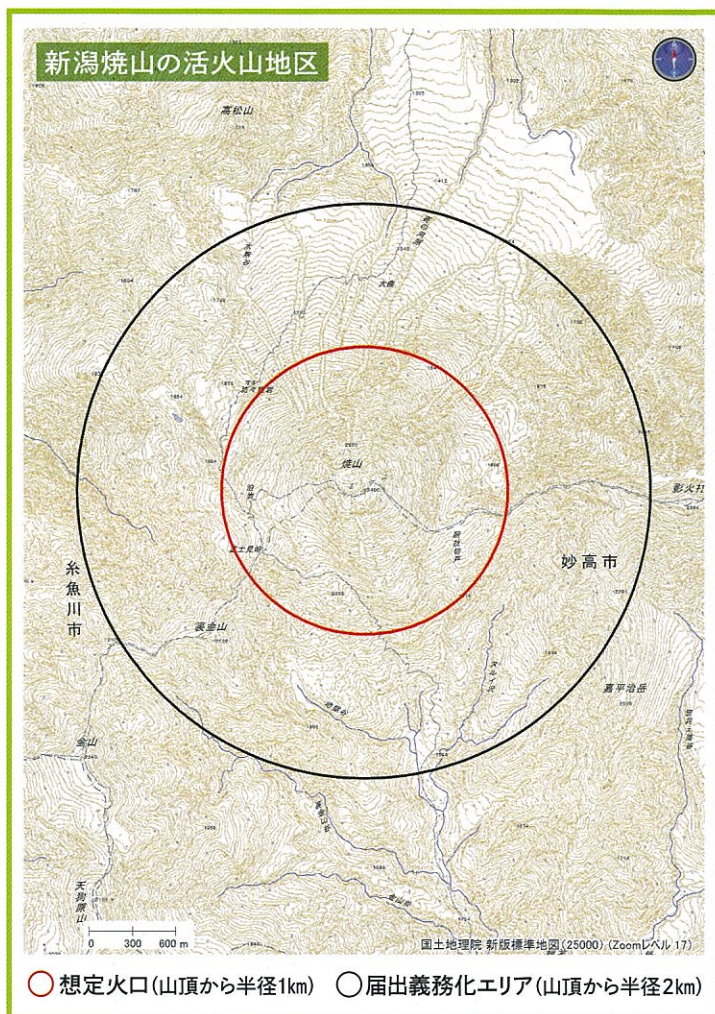
活火山地区以外については、条例による届出の義務づけはありませんが、他の山同様に登山者のマナーとして届出をしましょう。

※1 条例の施行日(平成27年6月1日)から起算して2年を超えない範囲で施行されます。

届出が必要な項目

- ① 登山者の住所、氏名、性別及び年齢
- ② 登山の期間及び行程
- ③ 登山の際に携帯する装備品、飲料水及び食料の内容
- ④ 登山中に連絡の取れる携帯電話、無線その他連絡手段
- ⑤ 自宅など緊急時における連絡先

※届出が必要な項目が記入してあれば様式は問いません。



届出先と方法

郵送、ファックス、電子メール、持参※1 により下記に提出してください

新潟県防災局防災企画課※2

(新潟焼山火山条例のページ<http://www.pref.niigata.lg.jp/bosaikikaku/yakeyama.html>)

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 FAX:025-282-1607 電子メール:ngt130010@pref.niigata.lg.jp

新潟県警察本部地域部地域課※3

(登山計画書のページ<http://www.police.pref.niigata.jp/osirase/sangaku/keikakusyo.html>)

〒950-8553 新潟市中央区新光町4番地1 FAX:025-284-5301 電子メール:kenkei@police.pref.niigata.jp

日本山岳ガイド協会(オンラインによる届出のみ)

オンライン登山計画(登山届)システムコンパス



※1 糸魚川市内、妙高市内の登山口などに設置してある登山届提出箱への投函も可能です。(設置場所については、ホームページ等でご確認ください。)

※2 糸魚川地域振興局企画振興部、上越地域振興局企画振興部においても、開庁時間(平日8:30~17:15)に持参される場合受付します。

※3 登山する山の最寄り警察署でも受付します。

条例に関するお問い合わせ先

新潟県防災局防災企画課

〒950-8570新潟市中央区新光町4番地1

電話:025-282-1605 FAX:025-282-1607

電子メール:ngt130010@pref.niigata.lg.jp

(新潟県防災局のページ<http://www.pref.niigata.lg.jp/bosai/>)

